

## 特別委員会（決算特別委員会を除く）の設置について

### 1 特別委員会の審査・調査について

- ・特別委員会は、特定の事件を審査又は調査するため必要がある場合に限り設け、議会の議決により付議された事件を審査する。
- ・特別委員会は、特定かつ緊急性のある県政課題について、専門的、横断的に審査・調査する。
- ・第2回定例会において特別委員会設置要綱により設置する特別委員会において、議案、請願及び陳情の審査は行わない。
- ・特別委員会の委員の任期は、付議事件が議会において審議されている間在任する。
- ・事件の調査が終わったときは、その結果を付した報告書を作り、議長に提出しなければならない。
- ・特別委員会の資料は、付託日を目途に委員に配付する。

#### ★ 常任委員会の審査・調査

- ・本会議から付託された議案、請願及び議長から付議された陳情の審査を行う。
- ・所管事項（〇〇局に関する事項）調査を行う。
- ・常任委員会の委員の任期は、1年。

### 2 本県議会の特別委員会（決算特別委員会を除く）の設置状況

毎年、第2回定例会において4～5の特別委員会を設置し、調査を行っている。

また、緊急の課題が生じ、年度の途中で立ち上げた例としては、平成20年の「議会基本条例等調査特別委員会」などが設置されている（資料3-2「H15年改選以降における特別委員会の設置状況（決算特別委員会を除く）」参照）。

### 3 本県議会の過去における検討結果

資料3-3「過去における主な特別委員会の検討結果（抜粋）について」のとおり。

## 《参考 特別委員会に係る関係法令等》

### ●地方自治法

#### 第109条第4項

特別委員会は、議会の議決により付議された事件を審査する。

【逐条解説】 常任委員会制度を採用している普通地方公共団体の議会においては、2以上の常任委員会を通ずる事件、又は特に重要案件であるが故に特別の構成員により審議する必要がある等の際に、特別委員会が設置されることとなる。必要がある場合には、特定の常任委員会のみを担当に属すべき事件について設けることも妨げない（出展：「逐条地方自治法」学陽書房）。

### ●神奈川県委員会条例

#### 第4条（特別委員会の設置）

特別委員会は、特定の事件を審査又は調査するため必要がある場合に限り設けるものとし、次条から第7条（懲罰委員会等）までに規定する場合を除き、その特別委員会の名称、付議すべき事件及び委員の定数は、その都度議会の議決により決める。

2 特別委員会の委員（以下「特別委員」という。）は、特別委員会に付議された事件が議会において審議されている間存在する。

### ●神奈川県議会会議規則

#### 第97条（委員会の報告書）

委員会が事件の審査又は調査を終わつたときは、その結果を付した報告書を作り、議長に提出しなければならない。

### ●神奈川県議会先例

180 第2回定例会において特別委員会設置要綱により設置する各特別委員会については、議案、請願及び陳情の審査は行わない。

### ●正副委員長会協議結果 平成29年5月23日（抜粋）

#### 「9 特別委員会について」

- (1) 特別委員会は、特定かつ緊急性のある県政の課題について、専門的、横断的に審査又は調査する委員会とする。
- (2) 常任委員会との関係では、特別委員会で議論した内容に関して、それぞれの会派において関係常任委員との連携を深めることとする。なお、第2回定例会において特別委員会設置要綱により設置する特別委員会では、議案、請願及び陳情の審査は行わない。
- (3) 特別委員会の資料は、付託日を目途に委員に配付する。

## H15年改選以降における特別委員会の設置状況(決算特別委員会を除く)

## 1 第2回定例会(旧5臨)において設置要綱により設置

年度	設置数	定数	特 別 委 員 会				
H15	8	13・14	税財政改革(14)	環境総合保全対策(14)	福祉県民生活(13)	新産業対策(13)	感染症対策(13)
			青少年総合対策(13)	スポーツ・文化振興(13)	安全なまちづくり(13)		
H16	4	13・14	産業振興(14)	安全・安心まちづくり(13)	次世代育成(13)	健康増進(13)	
H17	5	14	神奈川県行政に係る基本計画等調査	産業振興	安全・安心推進	次世代育成	環境総合保全対策
H18	5	14	行財政改革・基本計画調査	交通・地域活性化	安全安心・基地周辺等対策	子ども・高齢者等問題	人材活用
H19	4	14	環境総合対策	県土活性化	安全安心推進	青少年総合対策	
H20	4	14	地球温暖化対策	安全安心推進	食育・食の安全推進 ※1	かながわ活性化	
H21	4	14	行財政改革	安全安心推進	社会問題総合対策	産業振興・雇用対策等	
H22	4	14	かながわ再生	安全・環境推進対策	安心くらしづくり	産業活性化	
H23	5	14・16	震災対策調査(16) ※2	地方分権・行財政改革(14)	エネルギー政策調査(14)	社会問題総合対策(14)	産業振興・地域活性化(14)
H24	4	14・16	地方分権・行財政改革(14)	エネルギー政策調査(14)	社会問題対策(14)	経済活性化(14)	
H25	4	14	地方分権・行財政改革	安全安心推進	社会問題対策	産業振興・経済活性化	
H26	5	14・16	ヘルスケア・ニューフロンティア政策調査(16)	行財政改革・地方分権(14)	安全安心推進(14)	教育・社会問題対策(14)	経済活性化・産業振興(14)
H27	5	13	ヘルスケア・ニューフロンティア政策調査	行財政改革・地方分権	安全安心推進	教育・社会問題対策	経済活性化・産業振興
H28	4	13	教育・スポーツ振興対策	安全安心推進	健康・社会問題対策	経済活性化・産業振興	
H29	4	13	東京オリンピック・パラリンピック・ラグビーワールドカップ	ともに生きる社会かながわ憲章推進	社会問題対策	経済・産業対策	

※1 : H21. 12. 15 (報告議決) 平成※2 : H25. 3. 21 (報告議決)

## 2 上記以外の特別委員会の設置

設置年月日	定数	特 別 委 員 会	報告(議決)年月日
H15. 7. 1	13	地方自治法第98条に基づく松沢知事の選挙及び政治活動に関する検査特別委員会	H16. 5. 20
H15. 12. 19	25	総合計画調査特別委員会	H16. 2. 17
H20. 2. 26	16	議会基本条例等調査特別委員会	H20. 12. 18
H21. 1. 13	14	緊急経済対策調査特別委員会	H21. 2. 16
H22. 3. 24	16	不適正経理再発防止等調査特別委員会	H22. 6. 15

## 過去における主な特別委員会関係の検討結果（抜粋）について

### 1 申し合わせ事項

#### (1) 昭和63年6月16日

- 特別委員会の調査時における議事説明者及び調査項目・調査資料について
  - ・ 調査時における議事説明者については、原則として当日調査が行われる付議事件の関係者に出席を求める。
  - ・ 付議事件及び調査項目については、一般質問の最終日を目途として、あらかじめ正副委員長が各委員と協議・決定し、調査資料を配布する。

#### (2) 平成15年12月2日

- 特別委員会のあり方について  
特別委員会（決算特別委員会を除く）は、設置数の上限を原則として8とし、5月臨時会においては、その半分程度を目安として設置するものとする。

#### [確認事項]

- ・ 特別委員会は、緊急の課題が生じた場合は、年度途中でも、随時設置できることとする。
- ・ 特別委員会は、年度途中でも、付議事件の調査が終了した場合は、消滅する。

## 特別委員会（決算特別委員会の除く）のあり方に係る検討の視点

### 1 特別委員会の設置・改編の考え方について

効果的な委員会調査を実施するため、時宜にかなった委員会の設置・改編のあり方及び委員会数等はどうあるべきか。

#### (1) 設置・改編手続

- 第2回定例会（5月期）において、特別委員会設置要綱により、4～5つの特別委員会が設置されるのを例としており、設置されるほぼ全ての特別委員会が、付議事件の継続調査を必要としつつも、翌年の5月期に改編されている。
- 特別委員会は、上記のほか、緊急の課題が生じた場合は、年度途中でも随時設置し、付議事件の調査終了まで存続している。

《検討ポイント》

特別委員会の設置・改編のあり方はどうあるべきか。

#### (2) 委員会数・定数

- 第2回定例会で設置される特別委員会の設置数の上限は8委員会で、その半数程度（4～5）を目安に設置されている。また、その定数は、現状、常任委員会の定数と同じ13名となっている。

《検討ポイント》

特別委員会の設置数・定数はどうあるべきか。

### 2 特別委員会の運営方法について

特別委員会の特性を生かした運営方法はどうあるべきか。

#### (1) 審査・調査方法について

- 常任委員会と同様、執行機関との質疑を行うことが中心となっており、関係常任委員会の所管事項調査と、結果として同様な質疑となっている場合がある。

《検討ポイント》

特別委員会の特徴を生かした、専門的、多角的な調査はどうすべきか。

### 3 その他について

#### (1) 委員会資料の配付時期

- 常任委員会は委員会当日に資料配付しているが、特別委員会では、付託日を目途に配付している。

《検討ポイント》

特別委員会の資料の配付時期はどうすべきか。